

平成二十年三月十四日受領
答弁第一四二号

内閣衆質一六九第一四二号

平成二十年三月十四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金を否定する政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金を否定する政府の見解に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「アカエフ発言」は、平成十七年四月六日の時事通信社のインタビュー等において行われたものと承知している。

二について

アカエフ前大統領は、キルギス共和国初代大統領として、独立間もない同国の改革を進める上で努力を払ったと認識している。

三及び四について

御指摘のアカエフ前大統領の疑惑について、外務省としてコメントする立場にない。

五について

日本政府として身代金を支払ったという事実はない。他方、お尋ねの事項も含め、一般に、誘拐事件への対応の詳細については、今後の類似事件への対応に影響を及ぼすおそれがあるので、外務省として明ら

かにしないこととしており、お答えは差し控えたい。

六、七及び八について

お尋ねについては、衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する第三回質問に対する答弁書（平成二十年三月四日内閣衆質一六九第一一〇号）一及び二についてでお答えしたとおりであり、同様の理由から今回御指摘の他の二名の者にも確認を行うことは考えていない。

九について

御指摘の「対策本部」に要した支出については、一般に、出張関連経費を始めとした様々な経費が考えられるが、当時の支出の詳細等に係る文書の保存期限は経過しており、お尋ねの支出の詳細について確認することはできなかつた。

十について

御指摘の「証言」の議事録については、在キルギス日本国大使館よりキルギス共和国議会に対し、提供を要請しているところである。

十一及び十二について

お尋ねについては、在キルギス日本国大使館よりキルギス共和国議会及び同国外務省に対し、日本政府として身代金を支払ったという事実はない旨申入れを行った。